

平成 30 年度 第2回競争契約監視委員会 議事概要

日時：平成 30 年 11 月 16 日(金) 10 時 00 分～12 時 00 分

場所：成田国際空港株式会社 東京事務所

出席：（委員）日本大学法学部 藤村和夫教授(委員長)
早稲田大学理工学術院 柴山知也教授(委員長代理)
神奈川大学法学部 細田孝一教授
宇都宮大学地域デザイン科学部 藤原浩已教授
(NAA) 施設保全部、整備部、調達部、法務コンプライアンス部
※ 事務局：法務コンプライアンス部コンプライアンスグループ

議事：

1. 開会の挨拶

2. 契約状況等

法務コンプライアンス部より、契約状況、随意契約理由及び取引停止措置について説明

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	平均落札率上昇の背景として、過去にも、建設業界において、東日本大震災による復興工事に関し技能者が足りない状況にあったが、2020年東京オリンピック・パラリンピックが迫っている今般においても当時と同様の状況と捉えているのか？	2020年東京オリンピック・パラリンピックの影響の他、過去の就職氷河期における採用自粛などが、各工事契約における今般の技術者及び現場作業者等の確保困難の原因であると把握している。
2	人件費の上昇や人手不足という状況は、労働集約型の業務である建設工事や清掃業務等にもう少し影響が出てくるものと想定していたが、随意契約において大きな支障が出ている様子がうかがえない。これは、契約制限価格の設定及びそれに基づく価格交渉において、それらの要素を加味しているということか。	そのとおりである。

3	東京都、東京港埠頭(株)及びNAAが発注する舗装工事に関する独占禁止法違反行為により、同一期間に多数の舗装会社を一斉に取引停止措置としたことが、工事契約に何らかの影響を及ぼしたか。	当該取引停止期間中に公募した工事契約の入札において、応札者がなく不調(再公募により契約)となった件があった。
---	--	--

3. 総合評価方式について

調達部、施設保全部及び整備部より、以下3件の工事概要及び契約方式について説明

- 国内線EDS購入(H29)
- 場周監視用CCTV整備工事(T3北側)
- 駐車場満空表示盤設置工事

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	「国内線EDS購入(H29)」に関し、国内空港におけるこれら保安検査機器の導入については、海外メーカーの市場占有率が高い状況か。	他空港の導入に関する詳細状況は不明であるが、当社においては、保安検査機器の導入にあたり、TSA及びECACのいずれかの機関による認証取得を条件とすることが多いことから、当社における保安検査機器の導入例は主に海外メーカーの機器である。 なお、当該競争契約への日本企業の応募者は、代理店として海外メーカーの機器を取り扱っている。
2	「場周監視用CCTV整備工事(T3北側)」は、簡易型総合評価方式の競争契約における地域共生型の指定をしているが、これはNAAとして地元企業を重視している結果であると思う。しかしながら、本件への地元企業の応募はなかったという結果をどのように捉えているか。	当該工事を受注できる地元企業はあると考えて地域共生型としたが、本件については公募時期等の理由により応募がなかったものと考えている。

4. 低見積調査について

調達部、施設保全部及び整備部より、以下4件の工事概要及び契約方式について説明

- 国内線EDS購入(H29)
- 場周監視用CCTV整備工事(T3北側)
- 富里ポンプ場受変電設備更新工事
- A照明変電所屋上防水補修他工事

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	「国内線EDS購入(H29)」と「場周監視用CCTV整備工事(T3北側)」について、契約制限価格に対する低見積調査基準価格の算出方法が異なっているのはなぜか。	見積額の構成要素によって算出方法を変えている。 「国内線EDS購入(H29)」の見積額は、総合評価において性能や保守要件等、当社が示した条件を満たした機器の価格が主な内容となっている一方、「場周監視用CCTV整備工事(T3北側)」については、工事目的物や現場作業の質等に影響を与える直接工事費等を中心に評価している。
2	「A照明変電所屋上防水補修他工事」に関し、防水補修工事は使用する材料によって大きく性能が変わるため、低見積価格調査案件については、特に注視する必要があると考える。	仕様については、国土交通省の共通仕様書に則っており、材料の入荷時には納入証明書等を確認し、施工管理も確実にしているため、問題ないと認識している。
3	「A照明変電所屋上防水補修他工事」への指摘ではないが、防水工事は施工業者によって出来上がりに違いが出てくるものと考えている。落札者の技術点が低く、かつ見積額も低い場合、総合評価という観点で、いくつかの評価要素(項目)において下限点数を下回るようなことがあれば「失格」ということも案件に応じ考えなければいけないと考えている。	今後の発注にあたり、検討の材料として考えていきたい。
4	案件に限らず、仮に「この社はいつも低見積で受注している」と評判になっている特定の企業があれば、この企業に低見積価格調査を行うのみならず、同じ業界の第三者に対してこの企業の評判等をヒアリングすることも必要であると考えている。	今後の発注にあたり、検討の材料として考えていきたい。

5. 無効及び不調案件について

調達部及び施設保全部より、以下1件の工事概要及び契約方式について説明

■ 1PTBトイレリニューアル工事

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	本件不調は、当初の契約制限価格の設定に問題があったのか、それとも本件工事内容を1契約にすることに問題があったのか、どちらと捉えているのか。	昨今の技術者・現場管理者・現場作業員が不足している状況において、なおかつ見積額に占める設備の調達規模の割合が大きかったことが不調の原因となったものと認識している。
2	ゼネコンが一括で受注しない場合、発注者側で全体のマネジメントを行わなければいけないが、自社に及ぼす影響、例えば自社社員の人員投入をより多く必要とするなど、どのように評価しているか。	一括発注・分割発注に関わらず、当社においては適切な施工管理体制をとっており、当社の人件費に大きく影響を及ぼすものではない。しかし、分割することでスケールメリットが無くなることなどから、費用の増は避けられないことは承知している。本件工事の分割発注は、昨今の情勢や工事スケジュール等を勘案した結果である。

6. 全体を通しての意見

	委員からの意見
1	今回の審議案件は適正であると判断した。 個別案件については、本日の各委員からの意見を踏まえ、留意すべき点を今後活かしていただきたい。

8. 閉会の挨拶

(次回の委員会は、2019年6月14日(金) 10時開催予定)

以上